

# 第6回選挙管理委員会 会次第

令和3年9月1日(水)  
午後4時～

## 1. 付議事項について

- (1) 公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿の定時登録及び同法施行令第22条第1項の規定による選挙人の数の県選挙管理委員会への報告について

公職選挙法第19条の規定により、9月1日における選挙人名簿の定時登録を行うとともに、同法施行令第22条第1項の規定により、選挙人の数を県選挙管理委員会へ報告するものです。

|          | (名簿登録者数) | (男)      | (女)      |
|----------|----------|----------|----------|
| 令和3年9月1日 | 498,248人 | 227,204人 | 271,044人 |
| 令和3年6月1日 | 498,444人 | 227,449人 | 270,995人 |
| 増 減      | ▲196人    | ▲245人    | 49人      |

- (2) 住民の直接請求に連署を要する数の告示について

### 地方自治法

|                        |   |   |
|------------------------|---|---|
| 第74条第1項 (条例の制定, 改廃の請求) | } 50分の1の数                                     | <u>9,965人</u>   |
| 第75条第1項 (事務監査の請求)      |   | $498,248 \times 1/50 = 9,964.96$<br>$\doteq 9,965$    |
| 第76条第1項 (議会の解散の請求)     | } 40万を超える数に6分の1を乗じた数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | <u>149,709人</u>                                       |
| 第80条第1項 (議員の解職の請求)     |   | $(498,248 - 400,000) \times 1/6 + 400,000 \times 1/3$ |
| 第81条第1項 (長の解職の請求)      |   | $\doteq 16,375 + 133,334$                             |
| 第86条第1項 (主要公務員の解職の請求)  |   | $= 149,709$   |

### 市町村の合併の特例等に関する法律

|                                  |           |   |
|----------------------------------|-----------|---|
| 第4条第1項 (合併協議会設置の請求)              | } 50分の1の数 | <u>9,965人</u>                                       |
| 第5条第1項 (合併協議会設置の請求)              |           |   |
| 第4条第11項 (合併協議会設置協議について選挙人の投票の請求) | } 6分の1の数  | <u>83,042人</u>                                      |
| 第5条第15項 (合併協議会設置協議について選挙人の投票の請求) |           | $498,248 \times 1/6 = 83,041.33$<br>$\doteq 83,042$ |

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

|                     |   |                 |
|---------------------|---|-----------------|
| 第8条第1項 (教育長等の解職の請求) | 40万を超える数に6分の1を乗じた数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | <u>149,709人</u> |
|---------------------|---|-----------------|

(3) 公職選挙法第28条第2号の規定による選挙人名簿から抹消した者について

本市を転出後、4箇月を経過した者の抹消です。

抹消対象者 令和3年4月1日から令和3年4月30日までの表示者  
抹消対象期間 令和3年8月2日から令和3年9月1日まで  
抹消対象者数 男 1,738人 女 1,439人 合計 3,177人

(4) 公職選挙法第30条の6の規定による在外選挙人名簿への登録について

公職選挙法第30条の5第1項の規定による申請に基づき、有資格者3人を登録します。  
中国から2人、アイルランドから1人の登録申請です。

前回までの登録者 261人  
今回の新規登録者 3人  
今回の抹消者 △0人  
登録者総数 264人

(5) 公職選挙法施行令第23条の16第1項において準用する同法施行令第22条第1項の規定による在外選挙人の数の県選挙管理委員会への報告について

9月1日現在の在外選挙人名簿登録者数を県選挙管理委員会へ報告するものです。なお、報告は、県規程に基づき、衆議院議員小選挙区選挙における選挙区ごとに行います。

|     | (男) | (女)  | (計)            |
|-----|-----|------|----------------|
| 第1区 | 77人 | 139人 | 216人           |
| 第2区 | 13人 | 35人  | 48人            |
| 合計  | 90人 | 174人 | 264人 (6月比 +1人) |

(6) 衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場設置数減数について

公職選挙法第144条の2第2項ただし書きの規定により、今秋執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置数を減ずることについて、県選挙管理委員会と協議します。

| 小選挙区 | 法定数   | 減数しようとする数 | 減数後の数 | H29 衆議比較 |
|------|-------|-----------|-------|----------|
| 第1区  | 839   | 268       | 571   | ▲4       |
| 第2区  | 306   | 132       | 174   | ▲1       |
| 計    | 1,145 | 400       | 745   | ▲5       |

(7) その他

① 全選連理事会・研修会の中止について

② 第49回衆議院議員総選挙について

・日程について

未だ流動的だが、10月5日公示 10月17日投票が有力との報道

その場合の臨時委員会の予定は、下記日程表のとおり

・鹿児島大学における期日前投票所について

当該施設がコロナワクチンの職域接種会場になっているため、開設できない可能性があり、今後大学側と協議する。

| 2. 今後の委員会等の日程(予想) |     |   |       |               |          |         |
|-------------------|-----|---|-------|---------------|----------|---------|
| 月                 | 日   | 曜 | 時刻    | 摘要            | 出席者      | 場所      |
| 9月                | 29日 | 水 | 16:00 | 委員会(6日から移し替え) | 全員       | 選管委員会室  |
| 10月               | 4日  | 月 | 16:00 | 臨時委員会(予)      | 全員       | 選管委員会室  |
|                   | 5日  | 火 | 17:15 | 臨時委員会(公示)(予)  | 全員       | 選管委員会室  |
|                   | 6日  | 水 | 16:00 | 委員会           | 全員       | 選管委員会室  |
|                   | 14日 | 木 | 17:15 | 臨時委員会(予)      | 全員       | 選管委員会室  |
|                   | 17日 | 日 | 14:00 | 臨時委員会(投票日)(予) | 全員       | 選管委員会室  |
|                   | 21日 | 木 |       | 衆議院議員任期満了     |          |         |
| 11月               | 10日 | 水 | 16:00 | 委員会           | 全員       | 選管委員会室  |
|                   | 16日 | 火 | 中止    | 全選連理事会・研修会    | 委員長・事務局長 | 岡山県倉敷市  |
| 12月               | 1日  | 水 | 16:00 | 委員会(定時登録)     | 全員       | 選管委員会室  |
| 1月                | 12日 | 水 | 16:00 | 委員会           | 全員       | 選管委員会室  |
| 2月                | 2日  | 水 | 16:00 | 委員会           | 全員       | 選管委員会室  |
|                   | 5日  | 土 | 13:30 | 選挙を考える市民のつどい  | 全員       | 市民福祉プラザ |
|                   |     |   |       |               |          |         |

※衆議選が10月17日(日)と仮定した場合、10月4日(月)、5日(火)、14日(木)、17日(日)が臨時委員会となります。

その場合、10月6日(水)の定例委員会は、委員の都合がよろしければ、9月29日(水)に変更させていただきたいと考えています。